

さいたま市岩槻区選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法
第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市岩槻区選挙管理委員会委員長 内藤和夫

期日前投票所 岩槻区役所3階多目的室

さいたま市岩槻区選挙管理委員会
掲示期間
1／27～2／10